

1 ガイドライン策定の背景と趣旨

部活動は、生徒・教職員数の減少、教職員の多忙化、生徒や保護者のニーズの多様化、部活動の統廃合、過度な活動による教職員や生徒の負担感、顧問教職員が未経験の種目を担当することによる負担感等の様々な課題が挙がっており、従前と同様の運営体制では活動を維持することが難しくなっている。このような状況から、国は生徒・教職員の現状と課題を整理し持続可能な学校部活動のあり方を示すため、令和4年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、県はそれを受けて令和5年2月に「学校部活動の地域連携や地域クラブの在り方等に関する方針」を策定した。

これらを受け、富士宮市教育委員会は「部活動のあり方検討委員会」において、持続可能な部活動の地域移行のあり方について検討し、令和6年1月に「富士宮市立中学校部活動ガイドライン」を策定した。

本ガイドラインは、「富士宮市立中学校部活動ガイドライン」を受け、富士宮市立西富士中学校の生徒にとって、持続可能で最適な部活動となるよう策定した。

2 部活動の目的

学習指導要領には、部活動について以下のように記載されている。

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるように留意すること。（学習指導要領 平成20年9月 総則）

これを踏まえて、本校における部活動の目的は以下の通りとする。

- (1) 生徒がスポーツ・文化芸術活動等に親しむことを通して、心身の健康を保持増進し、学習とのバランスを図りながら、意欲的に学校生活を送ることができるようにすること。
- (2) 学年を超えた集団で目的を共有し、役割を果たしたり、ルールの中で競い合ったりする活動を通して、協働性や主体性を身に付ける。

3 部活動の入部について

- (1) 入部後は、原則として3年間継続する。
- (2) 部活動の変更等については、顧問、保護者、本人が十分協議の上決定する。
- (3) 外部クラブ等で活動しているなど、事情がある場合は個別に対応する。

4 設置部活動

- (1) 運動部……野球部・バスケットボール部（男子・女子）
ソフトテニス部（女子）
- (2) 総合部……クラブチーム等で活動している生徒
- (3) 強化部……陸上競技・相撲・駅伝
※基本的に希望者（選抜する場合もある）
※剣道・水泳等の中体連に定められた競技は特設クラブとし、学校
では事務手続きを行う。

5 活動日及び活動時間と休養日

(1) 平日

- ア 原則として週3日以内の活動日とする。（活動日：火曜日、木曜日、金曜日）
- イ 1日の活動時間は2時間以内かつ17時までとする。

(2) 休日（土・日・祝）

- ア 土曜日または日曜日どちらか1日を活動日とする。
- イ 活動時間は長くとも3時間程度とする。ただし、大会や練習試合等で3時間を超える場合はこの限りではない。その場合、休日の活動時間は合計で1か月32時間以内とする。

(3) 休養日（1週間で3日以上休養日を設ける。）

- ア 平日に2日以上休養日を設ける。（原則月曜日と水曜日は部活中止）
- イ 土曜日または日曜日のどちらか1日を休養日とする。

(4) 長期休業日

- ア 平日の活動時間は3時間以内とする。
- イ 土曜日及び日曜・祝日は休養日とする。
※実施した場合、休養期間中の平日を休養日とする。
- ウ 各部活動で、ある程度の長期休養期間（オフシーズン）を設ける。

(5) 富士宮市共通の部活動休止日

- ア 夏季休業中の学校閉庁日
- イ 年末年始の休日（12/29～1/3）
- ウ 総合防災訓練及び地域防災訓練の午前中

(6) その他

- ア その他活動休止日
 - ・定期テスト3日前から最終日前日まで部活動中止とする。
- イ 地域行事の日、地域協力への依頼日

6 運用上の留意点

(1) 平日の活動終了予定時刻（開始時刻は15：45とする）

月	終了時間	完全下校	月	終了時間	完全下校
4月～7月	17:00	17:15	11月後半 ～12月	16:15	16:30
8月～10月	16:45	17:00			
11月前半	16:30	16:45	1月	16:30	16:45
			2月～3月	16:45	17:00

(2) 大会前等の練習日及び活動時間の延長について

ア 中体連大会前2週間以内は、生徒の体調や下校時の安全に配慮されており実施可能と校長が認めた場合、保護者の承諾を得た上で以下を実施できる。

- ・月曜日の活動。
- ・活動時間の30分延長。

(3) 朝練習は原則として実施しない。

(4) 気象状況の急変による健康被害や事故につながる恐れがある時は、直ちに活動を中止する。

(5) 各部顧問は、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

(6) 本校ガイドラインの変更については、職員会議で協議する。

7 各部の運営について

※下表の個人購入物の金額は、購入する用具によって変わります。

部活動名	個人購入物	金額	その他
野 球	ユニフォーム、練習着一式、スパイク、グローブ	約3～4万円程度	保護者会あり
男子バスケットボール	バスケットシューズ、練習着（上下任意）、ウィンドブレーカー（上下任意）	約3万円程度	
女子バスケットボール	バスケットシューズ、練習着（上下任意）、バスケットボール（任意）	約3万円程度	
女子ソフトテニス	テニスシューズ、ラケット、ソックス、ユニフォーム・ゼッケン、帽子、トレーナー、ウィンドブレーカー	約5万円程度	保護者会あり
総 合	特になし ※外部のスポーツ団体所属者は、原則こちらの部活動に加入します。	0円	

※本ガイドラインの運用は令和6年4月からとする。